

犯罪のないまちづくり事業助成金交付要綱

制 定 平成 30 年 3 月 29 日 戸地振第 1275 号（区長決裁）
最近改正 令和 5 年 4 月 1 日 戸地振第 1247 号（区長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、地域の防犯意識を高めるとともに、防犯力の向上を図り、犯罪のないまちづくりを推進することを目的とし、主として戸塚区民によって行われる自主的な防犯活動に対して交付する「犯罪のないまちづくり事業助成金」（以下「助成金」という。）交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の定めるところによる。

（助成対象活動）

第 3 条 戸塚区長（以下、「区長」という。）は、戸塚区内の地域で自主的に組織された団体（地区連合町内会自治会、自治会町内会を含む。）が自主的に行う次の活動に対して予算の範囲内で助成金を交付することができる。

- (1) 防犯パトロールの実施（月に 4 回以上実施する場合）
- (2) 防犯講習会等の開催（1 回あたり 20 名以上の参加が見込まれる場合）
- (3) 地域防犯マップの作成
- (4) 地域防犯活動拠点の運営
- (5) その他、犯罪のないまちづくりに寄与すると区長が認める活動

2 活動を実施する団体は、必要に応じて、活動を実施する場所を管理する者の承認を得るものとする。

（助成対象期間）

第 4 条 助成の対象となる活動の実施及び経費の執行期間は、交付決定した年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

（助成対象経費及び助成金額）

第 5 条 助成の対象となる経費は別表 1 に掲げるものとし、区長は経費の全部又は一部を助成することができる。

2 前項の規定に関わらず、別表 2 に掲げる経費は助成の対象外とする。

3 助成金額は、1 団体あたり 55,000 円を上限とし、次条の書類の内容を審査のうえ、区長が決定するものとする。

4 第 3 条の対象となる活動について、他の団体・機関等から補助・援助を受けている場合は、助成金を交付しない。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、区長が指定する日までに、助成金の交付申請を行わなければならない。

2 前項の申請に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 「犯罪のないまちづくり事業」助成金申請書（第1号様式）
- (2) 「犯罪のないまちづくり事業」助成対象活動収支予算書（第2号様式）
- (3) 団体規約
- (4) 構成員名簿

ただし、第3号については、前回の補助金交付申請時に提出したものと記載内容に変更がない場合は、添付を省略できるものとし、補助金規則第5条第2項第2号及び第4号に規定する書類は添付を省略する。

3 区長は、前項に定める書類のほかに必要な資料の提出を求めることができる。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請書等を受理したときは、活動の範囲、頻度、参加者数、本助成金の交付実績等を審査し、速やかに助成金の交付又は不交付の決定をするものとする。

2 区長は、助成金を交付又は減額交付することを決定したときは、「犯罪のないまちづくり事業」助成金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 区長は、助成金を交付するにあたって、助成金の使途等について条件を付することができる。

4 区長は、不交付を決定した場合は、「犯罪のないまちづくり事業」助成金不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(活動報告書等の提出)

第8条 助成金の交付決定を受けた団体は、交付決定した年度の翌年度4月30日までに、次の書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 「犯罪のないまちづくり事業」助成対象活動報告書（第5号様式）
- (2) 「犯罪のないまちづくり事業」助成対象活動収支決算書（第6号様式）
- (3) 活動時の記録写真
- (4) 領収書等経費の支出を証する書類の写し（以下「領収書等」という。）

ただし、補助金規則第14条第1項第3号に規定する書類は添付を省略する。

2 前項第4号に定める領収書等は、補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等に該当するものとし、助成対象活動に係るすべての領収書等とする。

3 区長は、その他必要な資料の提出を求めることができる。

(助成金額の確定)

第9条 区長は活動報告書類の内容を審査し、助成金額を確定する。

2 区長は、助成金額を確定した後、「犯罪のないまちづくり事業」助成金確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(交付の時期)

第10条 区長は、前条の規定により確定した助成金額を助成対象活動が完了した後に交付するものとする。ただし、区長が助成対象活動の完了前に助成金を交付しなければその活動を実施でき

ないと認めるときは、その活動の完了前に助成金の全部又は一部を概算払することができるものとする。

- 2 概算払により交付を受けたときは、事業等終了後速やかに精算し、事業等が終了した日の翌日から起算して30日以内に概算払金精算書（第11号様式）及び「犯罪のないまちづくり事業」助成金交付決定通知書（第3号様式）の写しを提出しなければならない。また、精算により余剰金が生じた場合は、速やかに戻入しなければならない。

なお、精算は、交付金を受けた当該会計年度に行わなければならない。

（助成金の請求）

第11条 助成金確定通知を受領し、助成金の交付を受けようとする団体は、次の書類を区長に提出する。

- (1) 「犯罪のないまちづくり事業」助成金請求書（第8号様式）
- (2) 「犯罪のないまちづくり事業」助成金確定通知書（第7号様式）の写し

- 2 前条ただし書きの規定により、交付対象活動完了前に交付金の交付を受けようとするときは、前項第2号の書類に替えて「犯罪のないまちづくり事業」助成金交付決定通知書（第3号様式）の写しを提出する。

- 3 区長は、適正な助成金請求書を受領した日から起算して30日以内に助成金を交付するものとする。

（助成金の取消等）

第12条 助成金の交付を受けた団体は、助成金の使途について収支を明確にしなければならない。

- 2 区長は、必要と認めるときは、活動内容の調査をすることができる。
- 3 区長は、助成金の交付を受けた団体が次の一に該当するときは、助成金の一部または全部を取り消し、助成金の返還を求めることができる。
 - (1) この要綱に違反したとき
 - (2) 書類の記載事項に虚偽があるとき
 - (3) 団体の都合により、活動を中止したとき
 - (4) その他不正の行為が認められるとき
 - (5) その他、区長が不相当と認めたとき

（事業計画及び事業予算の変更）

第13条 補助金交付団体は、補助対象事業を申請内容から変更しようとする場合は、事業内容変更申請書（第9号様式）を、変更しようとする事業を実施する日の1か月前までに区長に提出しなければならない。ただし、事業の趣旨・目的を変更することはできないものとする。

- 2 区長は、事業内容の変更を認めた場合は、事業内容変更承認書（第10号様式）により、補助金交付団体に通知するものとする。
- 3 第1項及び前項について、区長が軽微な変更と認める場合はこの限りでない。

（関係書類の保存期間）

第14条 助成金の交付を受けた団体は、補助金規則第26条の規定により、助成金対象事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等並びに領収書等並びに同規則第14条第1項第

4号及び第5号に掲げる書類を整備し、第4条に定める期間を経過した後、5年間保存しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

【別表1】（第5条第1項：対象経費）

助成対象活動	助成対象経費
(1) 防犯パトロールの実施	①防犯ベスト ②防犯キャップ ③防犯ジャンパー ④防犯腕章 ⑤誘導灯 ⑥懐中電灯 ⑦防犯パトロールの実施を周知するもの （看板、のぼり、ポスター、拍子木等） ⑧⑦に付随する消耗品及び修理費 ⑨誘導灯及び懐中電灯用電池 ⑩レインコート ⑪夏季対策用品、防寒用品 ⑫その他、区長が特に認める経費 ※ただし、①～④については、統一の形状とするなど団体の活動として周知できる形状とする
(2) 防犯講習会等の開催	①外部講師への謝金（過去の実績に準じた社会通念上適正な額とする。） ②外部講師との打合せにかかる交通費 ③資料作成にかかる用紙代、印刷代 ④会場使用料 ⑤その他、区長が特に認める経費
(3) 地域防犯マップの作成	①材料費 ②事務用品費 ③印刷費 ④その他、区長が特に認める経費
(4) 地域防犯拠点の運営	①青色回転灯用電池 ②地域防犯拠点看板の修繕費 ③その他、区長が特に認める経費
(5) 犯罪のないまちづくりに寄与すると認められる、防犯対策物品の購入、設置	①疑似防犯カメラ ②防犯用簡易照明 ※ただし、購入した物品の所有者は活動団体とする。 ③その他、区長が特に認める経費
(5) その他、犯罪のないまちづくりに寄与すると区長が認める活動	区長が特に認める経費

※ただし、「区長が特に認める経費」は事前に区が相談を受け、認めたものとする。

【別表2】（第5条第2項：対象外経費）

助成対象外の経費	①団体構成員の人件費、謝金 ②光熱水費 ③ガソリン代等の燃料費 ④飲食、茶菓子、弁当等の食糧費 ⑤電話代、電子メール等の通信費 ⑥防犯活動以外にも使用する消耗品及び備品 （別表1（3）の活動による経費を除く） ⑦その他、区長が不相当と認めるもの
----------	---